

最近の動向

— 国立大学法人等施設整備関連部分抜粋 —

平成 26 年 6 月

第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）

第 1 部 我が国における今後の教育の全体像

III 四つの基本的方向性に基づく方策

(3) 学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
(安全・安心で質の高い教育環境の整備)

- 地震・津波などの自然災害や、事件・事故の危険から子どもたちの安全・安心を確保するとともに、地域の応急避難場所としての役割を学校等が果たしていくため、学校等施設の耐震化、非構造部材の耐震対策も含めた防災機能強化、老朽化対策を推進するとともに、主体的に行動する態度を育成する安全教育や、地域社会・家庭・関係機関との連携強化等を推進する。
- 同時に、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備、エコスクール化、バリアフリー化、学校の情報化や図書・教材の整備など教育環境の充実に向けた取組を推進する。

IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

(3) 教育投資の在り方

(各学校段階ごとの教育投資の必要性及び方向性)

- あわせて、東日本大震災の教訓からも明らかなように、誰もが安心して教育研究を行うことができる環境を整備することは、最優先の課題の一つである。これまでも耐震性の確保に重点的に取り組んできたが、いまだ地域や設置者によって取組状況にばらつきも見られ、非構造部材の耐震対策を含めた防災機能強化や老朽化対策などの課題への対応が求められている。国公立を通じ、これらの環境整備を着実に進める必要がある。

(今後の教育投資の方向性)

- このような状況を踏まえ、本計画期間中における教育投資の方向性としては、II で述べた教育上の諸課題に対応するため、特に以下の諸点を中心に充実を図ることとする。
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・家計における教育費負担の軽減
 - ・安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）

第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、8 の成果目標と 30 の基本施策～

I 四つの基本的方向性に基づく方策

3. 学びのセーフティネットの構築

成果目標 7（安全・安心な教育研究環境の確保）

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。

【成果指標】

<主として高等教育関係>

①大学等の耐震化率の向上

国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

<5年間における具体的方策>

基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

【基本的考え方】

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。

【主な取組】

19-1 安全・安心な学校施設

- ・ 国立大学等については、できるだけ早期の耐震化の完了を目指すほか老朽改善整備等を推進する。また、非構造部材の耐震対策のうち、屋内運動場等の天井等落下防止対策についても、施設の耐震化と同様、速やかな完了を目指す。このため、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を着実に実施する。

II 四つの基本的方向性を支える環境整備

<5年間における具体的方策>

基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備

【基本的考え方】

- 大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の確立や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠である。
- 大学等の財政基盤の確立については、大学等がその役割を一層発揮できるよう、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費を確実に措置するとともに、基本施策27の機能別分化等を踏まえ、改革に取り組む大学への重点支援など一層明確でメリハリある配分を行う。
- また、欧米諸国に比べて、我が国の高等教育における公費負担割合が低く私費負担割合が高いという指摘もあること、各大学の予算に占める民間資金の割合が低いこと、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、大学等がその役割を一層発揮できるよう、基盤的経費の確実な措置に加え、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。
- 国立大学等の戦略的な施設整備については、卓越した教育研究拠点の形成や大学附属病院機能の充実など、大学等の機能強化につながる施設整備を図る。

【主な取組】

28-2 個性・特色に応じた施設整備

- ・ 国立大学等の施設について、優れた教育研究成果を生み出す拠点の形成、次代を担う優れた人材を育成する環境整備、国立大学附属病院の再生など、大学等の機能強化につながる施設整備を図る。また、施設マネジメントや多様な財源を活用した施設整備を一層進める。このため、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を着実に実施する。

第一 総論

II. 改訂戦略における鍵となる施策

2. 担い手を生み出す

(3) 外国人材の活用

多様な価値観や経験、技術を持った海外からの人材がもっと日本でその能力を発揮してもらいやすくすることが重要である。当面の対応策として、管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充することとしたほか、建設業及び造船業に従事する技能者の就労を円滑化するための緊急措置を整備することとした。また、今後、日本への留学生や海外の優秀な人材が日本で働き暮らしやすくするため、国家戦略特区の活用にとどまらず、中長期的視点に立って総合的な検討を進めていく。

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 / 地域の経済構造改革

(1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

地域経済の活性化には、新たな担い手の活用も必要である。民間にインフラ事業の運営を委ねる公共施設等運営権方式のPFIやPPPは、地域における民間の事業機会の創出や公的部門の効率化に資するとともに、民間の担い手が複数の地域の事業運営の担い手となることで、広域的な連携にもつながるものであり、今後劇的に拡大させていくことが重要である。

IV. 改訂戦略の主要施策例

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 / 地域の経済構造改革

① 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

○ PPP/PFIを活用した民間によるインフラ運営の実現

- ・ 公共施設等運営権方式について、2016年度末までの3年間を集中強化期間に設定し、この期間内に達成すべき数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定する。さらに2022年までの10年間で2～3兆円の事業規模を達成する目標を2016年度末までの3年間に前倒しする。

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 外国人材の活用

(高度外国人材の活用)

①高度外国人材受入環境の整備

人材の獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な人材を我が国に呼び込み、定着させることが重要である。

このため、外国人の日本に対する理解の醸成や、留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援、JETプログラム終了者の国内での活躍促進、外国人研究者の受入れ拡大、企業のグローバル化の推進などの施策や、高度外国人材の受入れから就労環境及び生活環境の改善に係る課題の洗い出しや解決策について、年度中を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施する。施策の検討の過程で、直ちに全国的に整備することが困難な課題があれば、国家戦略特区等を活用して先行的に実施し、ニーズ・効果の検証を行うことを検討する。

2-3. 大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化

(2) 施策の主な進捗状況

(「国立大学改革プラン」に基づき、大学改革を着実に実行)

- ・大学改革については、昨年11月に取りまとめられた「国立大学改革プラン」に基づき、国際水準の教育研究の展開、イノベーション機能強化、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大（2015年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3～4割に）、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進（2014年度には6,000人、2015年度には1万人規模に拡大）、国立大学評価委員会の体制強化、ガバナンス機能強化等が図られた。

(大学のガバナンスを改革)

- ・大学のガバナンス改革については、学長のリーダーシップの確立等の観点から、学長補佐体制の強化、教授会の役割の明確化、国立大学法人等における経営協議会の学外委員割合の増加等を内容とする学校教育法及び国立大学法人法の改正法が本年6月に成立した。

(日本人留学生/外国人留学生の大幅拡充のための環境を整備)

- ・2020年までの日本人留学生の倍増に向けて、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」により若者の海外留学への機運醸成を図るとともに、日本人留学生の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな海外留学支援制度を創設した。あわせて、今後、計画的かつ質の高い留学プログラムの実現を図る観点から、本年4月に関係府省庁において、「若者の海外留学促進実行計画」を取りまとめた。また、2020年までの外国人留学生の倍増（「留学生30万人計画」の実現）に向け、昨年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を取りまとめ、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するための重点地域等を決定した。

(グローバル化等に対応する人材を育成)

- ・大学の国際競争力の強化のため、世界と競う大学への重点支援を行う「スーパーグローバル大学創成支援」事業を創設した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

①大学改革の着実な実施と更なる改革の実現に向けた取組

「国立大学改革プラン」に掲げられた目標達成に向けた取組を着実に進めつつ、本年中に、第3期中期目標期間（2016年度～）における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けた検討を開始し、2015年年央までに一定の結論を得る。その際、産業界及び地域等のニーズを踏まえつつ、世界最高水準の教育研究の展開拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等の機能強化に向け、新たな指標に基づき重点的

・戦略的配分を行うルールを具体化する。あわせて、年俸制・混合給与の導入等の人事給与システム改革を推進する。また、国立大学法人法施行後10年を過ぎた今、本年6月に成立した学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律附則第2項を踏まえ、当該法の施行状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

「国立大学改革プラン」を進める中で、大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。このため、第3期中期目標期間が開始する2016年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境の醸成等を強力に推進するとともに、大学による大胆な発想に基づく取組を後押しするための新たな仕組みを検討する。あわせて、大学が地（知）の拠点となり、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組むほか、例えば、経営者等の実務に精通した人材の登用・連携等を進めながら大学等と産業界の双方のコミットメントによるプロフェッショナルプログラムの開発・実施等の推進、中小企業を含めた企業等へのインターンシップの普及・定着を図る。

②グローバル化等に対応する人材力の育成強化

今年度から開始する「スーパーグローバル大学創成支援」等において、人事・教務システムの徹底した国際化等により国際競争力を強化する大学を支援し、取組状況を公表する。あわせて、日本の大学と外国の大学とのジョイント・ディグリーを実現するため、これらの大学が共同で教育プログラムを構築するための所要の制度改正を本年中に行う。加えて、日本人留学生の倍増に向け、ギャップイヤー等を活用し、希望する学生が国内外で多様な長期体験活動を経験できる環境整備を推進する。

留学生30万人計画の実現に向け、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生を確保するため、国内外の学生が交流する宿舎・交流スペース等の整備の支援を行うとともに、国内外の学生が交流する機会等の創出、海外拠点や就職支援に係るプラットフォームの構築、日本語教育の推進等の受入れ環境の支援を強化する。

3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

(2) 施策の主な進捗状況

(総合科学技術会議の司令塔機能を強化)

・研究開発の成果を円滑に実用化につなげ、成長戦略に基づいて府省の枠を超えた資源配分を実現するため、「科学技術イノベーション予算戦略会議」を設置するとともに、総額500億円の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」を創設し、内閣府に予算計上を行った。さらに、内閣府設置法の改正法案が本年4月に成立し、総合科学技術・イノベーション会議への改組等が行われた。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) イノベーションを生み出す環境整備

大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究（大学等の受入額が1000万円以上）の件数を5年後に30%増を目指す。

さらに、「国立大学改革プラン」を進める中で、大学の強みを踏まえ、当該分野やそれらを組み合わせた新領域を対象として、卓越した大学院を形成する。

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(2) 施策の主な進捗状況

(PPP/PFIの推進に向けた法律の成立や取組方針の決定等)

- ・ PPP/PFIの活用については、我が国における独立採算型等のPFI事業の推進等を行うために、昨年10月に（株）民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）が設立されるとともに、昨年6月に成立した民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律に基づき、本年4月に「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表するなど、国管理空港及び関西空港・伊丹空港等における取組が先行して進められている。また、本年6月に、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について（以下「取組方針」という。）」を、民間資金等活用事業推進会議において決定した。

（3）新たに講ずべき具体的施策

ii) 国家戦略特区の加速的推進

（創業支援等、女性や若者が真に活躍できる環境整備）

①大学のガバナンス改革をさらに推進するための新たな仕組みの検討

- ・ 先に成立した大学ガバナンス改革に関する改正法の施行状況等を踏まえつつ、学長選考プロセスを含め、各大学の更なるガバナンス改革の取組を後押しするため、国家戦略特区制度を活用する可能性も含め、新たな仕組みの在り方について継続的に検討を行う。

iii) PPP/PFIの活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、「取組方針」に基づき、2016年度末までの3年間を集中強化期間と位置づけるとともに以下の取組を行い、その進捗をフォローアップする。

二. 戦略市場創造プラン

テーマ3：安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

（2）施策の主な進捗状況

（「インフラ長寿命化基本計画」を策定）

- ・ 昨年11月に、メンテナンスサイクルの構築やトータルコストの縮減・平準化、新技術の開発・メンテナンス産業の育成に向けた方向性を示す「インフラ長寿命化基本計画」を策定した。これに基づき、国から地方公共団体等へ技術的知見やノウハウの提供を行いつつ、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定を進めているところ。

（3）新たに講ずべき具体的施策

これまでの取組に続き、インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。また、新たなインフラビジネスを支える新技術の開発・社会実装や安全・快適にヒト・モノの移動ができる社会像を実現するため、以下の施策を講ずる。

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(教育再生)

大学の徹底した国際化、理工系人材の育成、教育研究基盤の確立などにより、グローバル化等に対応する人材の養成を行うとともに、大学改革を推進する。国立大学法人について評価と運営費交付金の配分の在り方を抜本的に見直し、教育研究の質の向上に努力した大学に対して重点的・戦略的配分を行う仕組みを検討する。また、大学による厳格な成績評価や卒業認定の厳格化を進める。さらに、学生の教育費負担に配慮しつつ、産業界・大学双方の連携により奨学金等の支援拡充や授業内容の充実を図るとともに、各国立大学が一定の範囲内で授業料を適切に設定して教育研究の質の向上を図る取組や、各大学における授業料免除などの学生支援の取組等を充実する。地域の大学において、各地域の得意分野を活かす優れた教育研究拠点を創設・選定し、特色ある人材育成を図る。また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。

2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(1) イノベーション

新たに改組した総合科学技術・イノベーション会議の下で、2020年代から2030年を視野に入れた「科学技術イノベーション総合戦略2014」33を強力に推進し、革新的技術シーズを事業化に結びつける橋渡し機能強化、技術シーズ創出力の強化、人材育成・流動化、「特定国立研究開発法人（仮称）」制度の可能な限り早期の創設等を戦略的に実施する。特に、「事業化の壁」の打破を重視して取り組む34。また、世界最高の「知的財産立国」を目指し、人材育成を進めつつ、企業等におけるイノベーションを促す知的財産戦略や標準化戦略を推進する。

(3) オープンな国づくり

(内なるグローバル化)

外国人材の活用は、移民政策ではない。基本的な価値観を共有する国々との連携を強化する。優秀な研究者など外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備する。技能実習制度は、制度本来の目的を踏まえ、国の関与の強化により適正化を図り、実習期間の延長等の拡充を図る。外国人材については、女性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特区の枠組みの中で十分な管理体制の下で活用する仕組みや、製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ等の検討を進める。

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(2) 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。

同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年6月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価やPDCA等により、重点的・効率的に推進する。

それぞれの地域における取組が推進されるよう、地方公共団体における国土強靱化地域計画の策定・実施の取組を支援・促進する。

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」等に基づく大規模災害対策等の防災・減災の取組を推進する。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(2) 社会資本整備

(基本的な考え方)

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する必要がある。

また、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対して一層の重点化を図りつつ、人口減少・高齢化、財政制約の下、民間活力の最大限の発揮等による効率化を図りながら、マネジメントを重視した社会資本整備を計画的に推進することが求められる。

このため、集約・活性化、都市・地域再生等の観点からの社会資本の整備目標についての重点化・優先順位付け、インフラの利用の在り方、効果的・効率的な政策手段の在り方等について見直しを行い、以下の取組を推進する。

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し（コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円）、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。

コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向け、民間投資を喚起する観点からの容積率の緩和等を含め、検討を加速する。地方公共団体へインセンティブとなるよう官民連携効果の高い投資へ重点化する。

収益施設等を活用したPPP/PFI事業による維持管理・更新を推進するとともに、公営住宅分野において事業に先立ってPPP/PFIの導入を検討する地方公共団体の取組を推進する。

地方公共団体の取組を支援するため、国の体制を強化するとともに、国と地方公共団体が連携しつつ、地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実を図る。

(賢く使う観点からの取組)

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフ

ラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

（選択と集中、優先順位の明確化）

人口減少・高齢化や厳しい財政制約の下で、民需誘発効果や投資効率の高いインフラ、国際競争力を強化するインフラ（首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾・首都圏3環状道路を始めとする大都市圏環状道路等）や国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等に資するインフラに重点化し、コンパクトシティ等による集約・活性化、インフラの維持管理・更新を効果的、効率的に実施する。地方は、誘導方策や都市計画の見直しを含めた集約・活性化の取組を進める。新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減に努める。

ハード・ソフトの対策に優先順位を付けてパッケージ化する戦略の実施やPDCAサイクルの中で社会資本サービスの事業・施策の必要性、優先順位、評価指標の進捗・達成状況を評価し、事業・施策に反映する仕組みを確立する。

国立大学改革プラン（平成25年11月26日 文部科学省）

国立大学改革プラン（概要）

第3期中期目標期間（平成28年度～）には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化



自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における 国立大学運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度中に検討し、抜本的に見直し
- 改革加速期間中（平成25～27年度）の取組の成果をもとに、
 - 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を運営費交付金の配分方法等において生み出す
 - 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

各大学の機能強化の方向性

世界最高の教育研究の展開拠点

- ・ 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点
- ・ 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

全国的な教育研究拠点

- ・ 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点
- ・ 世界に開かれた教育拠点
- ・ アジアをリードする技術者、経営者養成

地域活性化の中核的拠点

- ・ 地域のニーズに応じた人材育成拠点
- ・ 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」

当面の目標

- ◆ 第3期には、**教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す**
- ◆ 第3期には、**国内外の優秀な人材の活用により教育研究を活性化につながる人事・給与システムに**
- ◆ **学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築**
- ◆ **2020年までに、日本人海外留学者数、外国人留学生の受入数を倍増**
- ◆ **今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上を目指す**
- ◆ **今後10年で20以上の大学発新産業を創出**

科学技術イノベーション総合戦略2014

(平成26年6月24日 閣議決定)

第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

2. 重点的に取り組むべき課題

科学技術イノベーションに適した環境創出のため、先の総合戦略の構成を踏襲し、「イノベーションの芽を育む」、「イノベーションシステムを駆動する」及び「イノベーションを結実する」を重点的に取り組むべき課題とし、これらの課題ごとに重点的取組を以下のように設定する。

科学技術イノベーションに適した環境創出

重点的課題	重点的取組
イノベーションの芽を育む	①多様で柔軟な発想・経験を活かす機会の拡大
	②研究力・人材力の強化に向けた大学・研究開発法人の機能の強化
	③研究資金制度の再構築
イノベーションシステムを駆動する	①組織の「強み」や地域の特性を生かしたイノベーションハブの形成
	②「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化
	③研究推進体制の充実
イノベーションを結実させる	①新規事業に取り組む企業の活性化
	②規制・制度の改革の推進
	③国際標準化・知的財産戦略の強化

3. 重点的取組

1) 「イノベーションの芽」を育む ～研究力・人材力強化に向けた取組の戦略的展開～

②研究力・人材力の強化に向けた大学・研究開発法人の機能の強化

大学については、「国立大学改革プラン」などにに基づき、分野の多様性、組織運営の主体性を確保した上で、学長のトップマネジメントにより、各大学の強み・特色を踏まえつつ、学内資源配分の最適化等の改革に取り組み、その機能の強化を図る。また、産学官を問わず、あらゆる分野でグローバルに活躍できる優れた博士人材の育成に向けて、博士課程教育の抜本的な改革と強化を推進する。

また、大学や公的研究機関が我が国の研究力・人材力強化の中核的な拠点として必要な役割を果たすことができるよう、クロスアポイントメント制度などの活用によるセクターを超えた人材の活用と流動化の促進、分野融合の推進、魅力的なソフト・ハード両面での研究インフラの整備や国内外に開かれた施設・設備の共用等を進める。

この総合戦略では、特に以下のような国立大学改革、研究開発法人改革に係る先行的な取組を重点的に推進するとともに、他の関連施策に着実に取り組む

<主な関連施策>

- ・大学及び研究開発法人において、国際化に向けた取組（国際研究者公募の実施、英語の公用化、事務支援部門の強化等）を先導し優れた成果を上げ国際的な評価を行っている世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）や世界の学術研究を先導している大型プロジェクト等を踏まえ、海外で活躍する日本人を含む世界トップレベルの研究者を呼び込む魅力あふれる研究環境を整備
- ・世界最高水準の研究開発インフラの開発・整備を促進

インフラ長寿命化基本計画

(平成25年11月29日)

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)

Ⅱ. 目指すべき姿

(2) 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

変化のスピードが速く、複雑化した社会経済システムの下では、既存のインフラを安全に安心して利用し続けられるようにするための取組はもとより、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応していくことが必要である。

一方、厳しい財政状況下において人口減少や少子高齢化が進展する将来を見据えると、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新等を行うことが重要である。

アイデアやビジョンにとどまることなく、必要な人材の確保・育成も含め、総合的かつ一体的にインフラをマネジメントすることにより、トータルコストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある未来を実現する。

〔目標〕

- ・ 行動計画で対象とした全ての施設について個別施設毎の長寿命化計画を策定（2020年頃）
- ・ 適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）

国土強靱化基本計画

(平成26年6月3日 閣議決定)

本計画は、国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものである。また、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定するものである。

このため、今後、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価において30年以内の発生確率を70%程度としている南海トラフ地震や首都直下地震等によって国家的危機が実際に発生した際に我が国が十分な強靱性を発揮できるよう、本計画を基本として関係する国の計画等

の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を策定・推進し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めていくこととする。

(個別施策分野の推進方針)

(2) 住宅・都市

○密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。このため、地方公共団体等への支援策や税制の活用、規制的手法の活用、CLT（直交集成板）を含む新工法や伝統的構法等の研究開発・基準の策定・普及、合同訓練などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる。また、国民向けのわかりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修を誘発する効果的な取組を推進する。